

台東区重度障害者等就労支援事業について

自営等や企業で働く重度障害者等に対し、通勤や職場等における支援を実施することによって、社会参加の促進を図ります。

1 対象となる方

障害福祉サービスの重度訪問介護、同行援護又は行動援護の支給決定を受けている18歳以上の方であって、次のいずれかに該当する方

(1)民間企業に雇用されている方

1週間の所定労働時間が10時間以上の方(就労継続支援A型事業所の利用者を除く)。ただし、所定労働時間10時間未満であっても、当該年度末までに10時間以上に引き上げることを目指すことが区で確認できた場合には対象となります。

(2)自営業者等の方

当該自営等に従事することにより所得の向上が見込まれ、従事する時間が1週間のうち10時間以上である方(国家公務員、地方公務員、国会議員、地方議会議員等の公務部門で雇用等される方、これに準ずる方を除く)。

2 支援内容

(1)民間企業に雇用されている方

通勤や職場等における必要な支援のうち、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構(以下「JEED」という。)の障害者雇用納付金制度に基づく助成金(以下「雇用助成金」という。)を活用した職場介助や通勤援助以外の部分について、本事業により重度訪問介護、同行援護又は行動援護と同等のサービスを提供します。

支援内容	雇用助成金	本事業
職場介助	業務に必要な介助等 (パソコンの準備や調整、代読や代筆、書類等の整理、業務上の外出支援等)	左記以外の部分において必要と認められた介助等 (排泄介助、喀痰吸引、安全確保のための見守り 等)
通勤援助	通勤時の移動介助 ※利用開始後3か月目まで	通勤時の移動介助 ※利用開始後4か月目から

(2) 自営業者等の方

重度障害者等が自営業者等として働く場合は、雇用助成金の対象とならないため、本事業により重度訪問介護、同行援護又は行動援護と同等のサービスを提供します。

支援内容	本事業
職場介助	・業務に必要な介助等 (パソコンの準備や調整、代読や代筆、書類等の整理、業務上の外出支援等) ・その他必要と認められた介助等 (排泄介助、喀痰吸引、安全確保のための見守り 等)
通勤援助	通勤時の移動介助

3 サービス提供事業者

障害者総合支援法に基づく重度訪問介護、同行援護、行動援護のサービス提供を行う障害福祉サービス事業者であって、区と協定を締結した事業者がサービスの提供を行います。

4 利用者負担額

原則としてサービス提供費用の1割が利用者負担となります。ただし、世帯の収入状況によって下記のとおり負担上限月額が設定されています。なお、同一の月に障害福祉サービスの利用があった場合、それぞれの事業の利用料が合算されます。

区分		利用者負担上限月額
生活保護世帯		無料
住民税非課税世帯		無料
課税世帯	一般世帯1(※1)	9,300円/月
	一般世帯2(※2)	37,200円/月

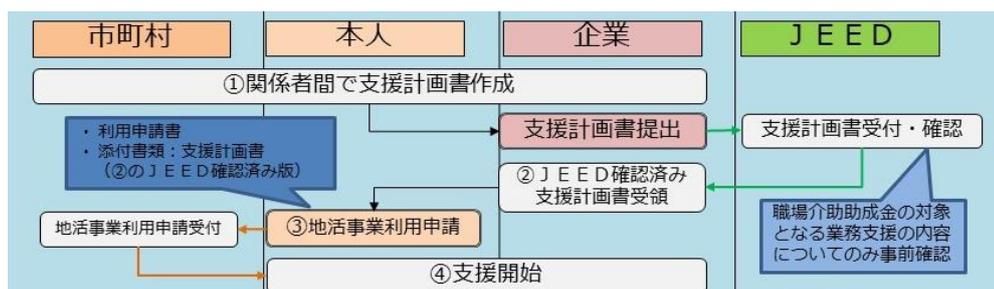
(※1) 区民税所得割額16万円未満

(※2) 区民税所得割額16万円以上

5 サービスの利用申請

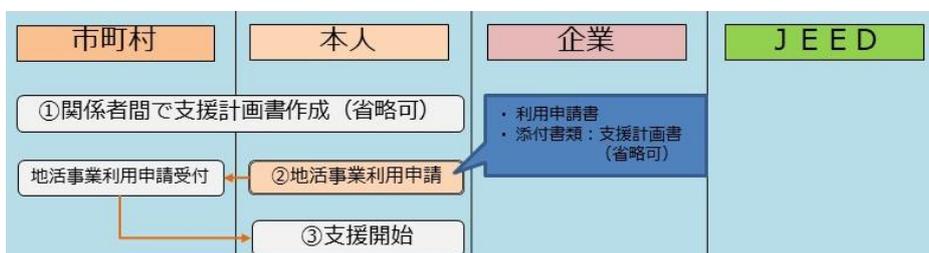
(1)民間企業に雇用されている方

事前に障害福祉課にご相談ください。本事業の申請前に、JEED に対して雇用助成金の申請を行う必要があります。関係者間(勤務先企業・区・本人等)で手続きに必要な支援計画書を作成し、JEED に提出します。JEED から内容の確認を受けた支援計画書が返送されましたら、申請書に添付しその他必要書類とともに区に提出してください。



(2)自営業者等の方

事前に障害福祉課にご相談ください。必要とする支援内容等について、区でヒアリングを行います。



【申請に必要なもの】

- ・地域生活支援事業利用(変更)申請書(重度障害者等就労支援事業)
- ・重度訪問介護、同行援護又は行動援護の支給を受けていることを示す受給者証の写し
- ・雇用契約書の写し(民間企業に雇用されている方のみ)
- ・支援計画書 ※自営業者は支援内容について他の書類で確認できる場合、省略可
- ・自営業者であることを証する書類の写し(自営業者のみ)
例:個人事業の開業・廃業等届出書(控用) 等

※申請時のヒアリング内容によって、上記書類の他に就業形態が分かる書類の写し等の提出をお願いする場合があります。

6 利用決定後の流れについて

申請受付後、サービス受給者証と支給決定通知書を交付します。サービス提供事業者を受給者証を提示し、サービス利用契約を締結してください。なお、サービス提供事業者は、事前に区と協定を締結する必要があるため、区との協定締結手続きに時間がかかる場合があります。サービス提供事業者は、サービス提供後、翌月の10日までに、区に以下の書類を添えて利用者負担額を除いたサービス費用の請求をしてください。

- (1) 台東区重度障害者等就労支援事業請求書
- (2) 台東区重度障害者等就労支援事業明細書
- (3) 台東区就労支援サービス提供実績記録票

※以下の提供実績記録票から対応するサービスの記録票を提出

- ・台東区就労支援サービス提供実績記録票（重度訪問介護）
- ・台東区就労支援サービス提供実績記録票（同行援護）
- ・台東区就労支援サービス提供実績記録票（行動援護）

7 問い合わせ・提出先

(1) 本事業の手続きについて

台東区役所 福祉部障害福祉課 総合相談担当
〒110-8615
東京都台東区東上野4丁目5番6号
電話 03(5246)1202

(2) 雇用助成金の手続きについて

独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構(JEED) 東京支部
高齢・障害者窓口サービス課
〒130-0022
東京都墨田区江東橋 2-19-12 隅田公共職業安定所5階
電話 03(5638)2284